

台風19号により被災した農地・農業用施設の 町単独災害復旧事業のお知らせ

台風19号で被害を受け、町単独災害復旧事業(1申請につき10万円~40万円未満)の対象となる農地(補助率8割)と農業用施設(補助率9割)の申請を受け付けています。事業の活用を検討している所有者は、早急にご相談ください。

■問合せ 農林振興課土地改良係 ☎72-6912



あわせて登録
備えて安心

那須町安全安心メール ヤフー!防災速報

【那須町安全安心メール】

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



【ヤフー!防災速報】

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかQRコードを読み取ってアクセスしてください。※スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。



■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6901

台風19号で被災された皆さまへ 住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか?

台風19号の影響を受けて、住宅ローン(リフォームローン含む)や事業性ローンなどの返済ができなくなった方(個人、個人事業者)は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することで、法的な倒産手続によらずに債務の免除・減額を受けられる場合があります。

■ガイドラインを利用するメリット

- ・弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援が無料です。
- ・財産の一部を手元に残すことができる可能性があります。
- ・債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借り入れに影響しません。

■留意点

- ・ローン借入先である金融機関等の同意が必要です。
- ・一定の要件(債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間や利率等の支払条件、家計の状況等を総合的に判断)を満たしていることが必要です。
- ・簡易裁判所の特定調停手続を利用する必要があり、申立費用は個人負担となります。

※詳しくは、ローン借入先の金融機関等へお問い合わせください。

■制度の概要 <http://www.dgl.or.jp/>

防災のワンポイント

日頃から各家庭でも災害時に必要な物資を備えましょう。次のものは一例です。各家庭の環境にあつたものを備えましょう。

▼食品(おおむね3日分)

非常食(レトルトご飯、缶詰等)、水(飲料水、調理用)、菓子類、栄養補助食品、調味料等

▼生活用品

生活用水、充電式のラジオ、常備薬、カイロ、携帯電話の予備バッテリー、ライター、救急箱、ティッシュ、ゴミ袋、懐中電灯、

トイレットペーパー、乾電池、簡易トイレ、カセットコンロ・ガスボンベ、女性用生理用品等

▼非常用持ち出し袋

懐中電灯、毛布、食料、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、インスタントラーメン、現金、ヘルメット、ライター、缶切、救急箱、防災頭巾、ろうそく、ナイフ、通帳、軍手、飲料水、衣類、印かん等

▼持ち歩き用非常用持ち出し袋

ラジオ、ライト、乾電池、携帯充電器、歯ブラシ、携帯トイレ、ホイッスル、小銭、エマージェンシーセット・ブランケット、マップ、水筒等

特殊詐欺から財産を守る! 那須町特殊詐欺対策電話機等購入費補助金の 申請を受け付けています

近年多発する特殊詐欺から町民皆さまの大切な財産を守るために、特殊詐欺対策電話機等の購入費の補助を開始しました。

▼対象者 次の条件を全て満たす方

- ・町に居住し、住民登録している65歳以上の方
- ・特殊詐欺対策電話機等を購入した方
- ・世帯員全員の町税等に滞納がない世帯

※補助金の交付は1世帯1度限りです。

▼対象機器 振り込め詐欺と悪質なセールスに関する着信を自動で拒否し、または自動応答録音装置等を備えた特殊詐欺対策機能を有する電話機もしくは補助機

※申請は、令和2年1月1日以降に購入したものが対象です。申請書等は町ホームページに掲載しています。詳しくは、お問い合わせください。

▼問合せ 観光商工課商工係
☎72-6918